

## 「障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針」

(平成21年2月12日・与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム)

を読んで

山 崎 國 治

(1) 今回の「基本方針」は、一昨年(平成20年)の12月7日に報告された同チームの

「障害者自立支援法の抜本的見直し」を、法律改正に向けて提案したものと理解できます。

昨年(平成20年)の12月16日には、社会保障審議会障害者部会報告も出されていますので、障害者自立支援法等の法律改正はこれらの報告を参考にして

3月の国会提出と推移していきます。

本稿では、「基本方針」を中心に据えて、障害者部会報告とも比較して

考察してまいります。

(2) 基本方針の基調

●障害者自立支援法の知的、精神、身体障害の3障害の一元化や就労支援、地域で暮らすための選択可能なサービス体系の多様化など、長所については、必要な拡充や円滑な移行のための必要な見直しを行う。

●介護保険との整合性を考慮した仕組みを解消する。

○部会報告

「介護保険の被保険者・受給者の範囲の見直しについては国民的な合意形成が必要である。障害者施策として必要な対策については、この議論にかかわらず、進めていくべきである。」

●利用者負担については、能力に応じた負担とし、法第29条等の規定を見直す。

※障害者自立支援法第29条第3項が利用者負担の規定であります。

平成15年度から始まった支援費制度では、サービス利用者の所得能力に応じて負担する応能負担でした。障害者自立支援法では、障害福祉サービスの基盤を質・量ともに強固なものとするためという理由とそのために国庫負担も義務化する理由で、「定率負担」「1割負担」が導入されたのでした。

「基本方針」では、費用負担の軽減策として取られてきた「特別対策」や「緊急措置」によって改善した現行の負担水準の継続や更なる改善も求めていますので、現在負担している金額と「1割負担」撤廃との調整をどのように条文化していくのかが注目されるところです。

●新体系への移行が円滑に進まない理由を解明し、新体系の移行に係る

諸課題を解決するための必要な措置を講じる。

○部会報告でも「新体系への移行の促進」と題して「新体系への移行を

促進するために、必要な支援を講じていくべきである」と述べ共通の認識を示しています。

※移行期限は平成24年3月ですから、都道府県・市町村の障害福祉計画で移行時期を円滑に進むように示せばいいことと考えられます。

### (3) 「日払い方式」か「月払い方式」か

●基本方針では、「利用者にとってのメリットを考えて、サービス利用についての日払い方式は維持する」としています。

○部会報告では、両者のそれぞれの意見を紹介したうえで、「基本的な考え方として、日払い方式を維持することが考えられる」としています。

日払い方式を採用した場合、事業者の経営の安定を図る必要な措置を講ずるとしている点は、「基本指針」「障害者部会」とも共通して述べています。

### (4) 障害程度区分

●基本方針では、次のように述べています。

「障害程度区分は、身体、精神、知的、発達障害などの障害特性を反映するものとなるよう、法第4条第4項の見直しを含め、抜本的に見直す。

また、障害程度区分により施設の利用が制限され、施設を退所せざるを得ないことにならないよう、一人ひとりに適切な支援ができるような制度と仕組みに見直す」

○障害者部会報告でも、さまざまな意見がありました。「基本的考え方」を紹介しておきます。

①現行の障害程度区分について、知的障害、精神障害をはじめ各々の障害特性を反映したものに見直すべきである。

②また、障害程度区分に応じて定められている障害者支援施設の入所の要件や国庫負担基準についても、必要な見直しを行うべきである。

※障害程度区分の動きについて、紹介いたします。

昨年12月25日の全国障害保健福祉関係主管課長会議において、「障害程度区分見直しに係る作業工程のスケジュール」が示されました。

それによりますと、今年度から実態調査に入り、その後、実態調査の分析と新たな1次判定理論の検証と区分判定ソフトの開発を行い、平成23年度から新しい障害程度区分の施行となっています。

次の文は今年の1月21日の全国局長会議で報告されたものです。

「施設入所支援の基本報酬について、平均障害程度区分に基づく評価を見直し、利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。これに伴い、基本報酬体系の変更による影響に配慮するための加算を設ける」

※障害者自立支援法第4条第4項の規定は、「障害程度区分とは」という

定義を述べたものです。

基本方針も障害者部会もともに廃止せよとは言っていないので、障害特性を反映したものに見直されることは、まちがいないところです。

#### (5) 障害者の範囲

障害者の範囲については、基本方針・障害者部会ともに共通しています。

①発達障害・高次脳機能障害は障害者自立支援法上の障害者に含まれることを明確化する。

②難病については、引き続いて検討が必要であるが、今後、必要とされる

支援の提供の在り方について、生活支援が受けられるような仕組みを検討する。

#### (6) 所得保障

障害者部会報告では、年金、手当などの検討の必要性を述べるに止まっていたが、基本方針では、障害基礎年金の引き上げ、例えば2級の

金額を1級並に引き上げ、1級の金額は更に引き上げると具体的に提言しています。

#### (7) 相談支援体制

基本方針でも、相談支援体制について、中心となる相談支援センターの設置や地域での相談支援体制を強化すると述べています。

#### (8) 身体障害者のグループホーム・ケアホームの創設

#### (9) 利用者負担の軽減措置（厚生労働省平成21年度予算対応）

①特別対策等による利用者負担の軽減措置については、21年4月以降も継続して実施する。

②軽減措置を適用するために必要な「資産要件」は撤廃し、また、「心身

障害者扶養共済給付金」については、個別減免時の収入認定から除外する取扱いとする。（平成21年7月実施）

(10) 以上、2月12日の「基本方針」と「障害者部会」との報告を紹介しながらみてきました。

これらの材料からどんな料理が国民に提供されるのかに関心が集まります。

2月13日の新聞各紙も、与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームの発表を報道いたしました。

わたくしたちの関心は、年齢区分による障害児・障害者施設体系区分や重症心身障害児（者）通園事業の法令化の位置付けにも向けられています。

3月には、関係する法律改正案が国会に提出されるとも言われていますので、改正法律案の内容が明らかになりましたら、ご紹介いたします。

(平成21年2月14日 記)